

令和4年土幌町議会第3回定例会

1 議事日程 令和4年9月6日(火曜日)

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 伊藤 健蔵 議員

農業後継者の学びの「場」について

2 大西 米明 議員

子宮頸がんワクチンについて

3 清水 秀雄 議員

防衛費の増額について町長の所見を伺う

日程番号3 議案第7号 令和4年度土幌町一般会計補正予算

日程番号4 議案第8号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号5 議案第9号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程番号6 議案第10号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号7 議案第11号 令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号8 議案第12号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号9 議案第13号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号10 議案第14号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

日程番号11 認定第1号 令和3年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

日程番号12 認定第2号 令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号13 認定第3号 令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号14 認定第4号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号15 認定第5号 令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号16 認定第6号 令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号17 認定第7号 令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号18 認定第8号 令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席議員

2番 河口 和吉 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵 6番 清水 秀雄

9番 中村 貢 11番 大野 明 12番 矢坂 賢哉 13番 秋間 紘一

3 欠席議員

1番 加藤 宏一 7番 牧野 圭司 8番 曾我 弘美 10番 森本 真隆

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	会計管理者	三野宮智恵子
総務企画課長	西野 孝典	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 讓

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会議の経過 (午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>なお、7番、牧野議員、1番、加藤議員、10番、森本議員及び8番、曾我議員より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、大野明議員及び12番、矢坂賢哉議員を指名します。</p>
2	伊藤議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、伊藤健蔵議員。</p> <p>本定例会に質問する時間をいただきましたので、ありがとうございます。本日は高木町長に夢のある質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p> <p>農業後継者の学びの場について。町長は、公約の一つに、農業は町の基幹産業と位置づけ、持続可能な農業生産と次世代農業の推進、人</p>

材育成の支援を掲げております。広報しほろ8月号に新農業後継者就農激励会の8人が紹介されておりました。最近10年間は毎年5人から9人ぐらいで新規就農者として推移しております。しかし、新規就農者の経歴は、農業専門高校や大学卒業者ばかりではなく、農業科以外の大学や各種校、さらに社会経験を積んでから農業の担い手となる多様な青年が多くなってまいりました。

農業は、作物である植物の知識、管理収穫作業等大型機械の操作技術、農薬や肥料等の化学の知識、気候など自然環境、経営管理としての簿記や税務知識、酪農、畜産では動物の管理技術等、基本的に学ぶべき項目が多岐にわたっています。かつては農業特別専攻科が学びの場として存在しておりましたが、平成21年度で廃止され、36年間の幕を閉じました。町として農業担い手人材育成のためにこれまで新たな農業研修制度の検討はされたのでしょうか。また、農業後継者の学びの場について町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

秋間議長
高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土幌高校農業特別専攻科が平成22年3月末をもって閉科するに当たり、当時は農業など地域の産業を取り巻く環境は、グローバル化や地域格差の拡大などで厳しい状況にあり、このような中、産業振興を進める上で担い手の育成は極めて重要な課題であることから、魅力のある高校づくりと地域産業の担い手の育成、確保を図るため、「土幌高校活性化対策事業」並びに「土幌町産業担い手育成事業」を平成21年度から実施することといたしました。事業を創設するに当たっては、担い手育成、確保に向けた取組を検討するため、平成20年に町、J A、商工会、農業、普及センターの代表で構成される産業担い手検討委員会を組織し、事業の内容等を検討いたしました。

その中で、農業大学校での研修を受ける場合にその受講料を助成する担い手確保育英事業を実施しております。事業内容といたしましては、より事業効果が得られるために、町内出身者等で町内の担い手となる方に、土幌高校農業専攻科とほぼ同様の期間で就農するに当たって一定の営農技術、知識の習得が図られる十勝管内の機関へ修学する場合にしっかりとした助成が図られるように対応していくことが必要であるとの考えから、農業大学校などの公的研修機関の研修を受ける場合にその受講料を助成することを基本的枠組みとする内容となっております。これまでの本事業の実績といたしましては、令和3年度までに14名の方々に活用いただき、いずれも本別町の北海道立農業大学校への修学であります。

このほか、平成30年度からは新たに就農する者や新規学卒、Uターン就農者に対応するため、農業大学校などの公的研修機関で実施する短期の専門的な各種研修を通じ、農業従事者の営農技術の向上と農作

業事故等の防止を図ることを目的とした土幌町農業技術習得支援事業によって受講経費を全額助成しております。

また、各関係機関が実施しております各種事業、①文化交流学生派遣事業、②海外農業事情視察研修、③農業後継者等海外研修、④農協青年、女性部研修講座等受講、⑤アグリ研究グループ活動への助成を行っているところであります。

今後もこれまでと同様に取組を継続していくとともに、これからの農業担い手は持続可能な農業の実現に必要な幅広い見識や鋭い経営感覚、豊かな人間性が求められるところであり、農業振興対策本部が中心となり、それらを育むための制度の創設に向けての調査検討をさらに進めてまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長

再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員

ありがとうございます。土幌高校農業特別専攻科で学んだ学生は、36年間で延べ何名ぐらいになるのでしょうか。

高木町長

人数につきましては、高等学校事務長よりお答えをさせていただきます。

秋間議長

事務長。

木下高校

土幌高等学校事務長、木下よりお答えをさせていただきます。

事務長

36年間、閉科するまでに送り出した卒業生は449名となっております。

以上でございます。

秋間議長

再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員

ありがとうございます。450名近く学んでいるわけですから、他町村からの人数を引いたとしても、ほぼ町内の農家戸数に専攻科で学んだ学生が網羅されている数ではないかなと思います。その後、共に学んだ仲間と情報交換や経験を重ね、営農経営者の中心となり、その結果土幌町の農業生産力や農業所得は全道でも上位に位置するまでに成長しました。農業担い手教育が今成果を上げていると思います。

しかし、専攻科で学び、農業経営者として実績を積んだ人たちも1期生は既に70歳に近づき、次の世代に経営を譲渡する時期を迎えております。農業後継者は、農業を職業として選択し、就職したことによって多くの悩みを抱えます。先ほど述べましたように、学ぶべきことが多岐にわたります。通常は親から学ぶことが多いわけですが、しかし親子の円滑な対話が成り立つ家庭ばかりではありません。また、同級生や友人から情報交換をしたくても、同級生が就農していない。あるいは、友人をつくる機会が少なくなってきました。これまで町も努力をしていることは分かりましたが、本別や他町村の機関で学ぶ機会もありますが、やはり我が町で冬期間や農閑期の合間に総合的に学びたいと思っている後継者も数多くいます。

そこで、農業について総合的に学ぶ場を用意し、農業後継者の人材育成を図ることは急務と考えますので、農業塾のような形でしっかりとシステムを構築していただきたいと思いますが、町長はどのように認識されているかお伺いいたします。

秋間議長
高木町長

町長。

ただいま伊藤議員からお話があったとおり、就農してからも様々な悩みがあり、それを町内の農業関係機関の中でも相談に乗りながら、それに対応してきているところではございますが、その中で今後に向けまして、農業振興対策本部の中で幅広い見識、鋭い経営感覚、豊かな人間性と、これを育むための制度の創設に向けて今調査研究、検討を進めようとしているところでございまして、農業塾あるいは青年塾のようなものを他町先進事例なども十分に調査研究させていただきながら、町内の農業関係機関の中でさらに議論を重ねてその検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

秋間議長
伊藤議員

再質問あれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。専攻科が閉科されて12年が経過します。このままでは農業後継者の悩みを解決する学びの場がないまま経営を引き継いだ後継者が増えてまいります。土幌町の農業生産力が経営体ごとに差が生じたのであれば、全体では大きな損失となります。町でも努力をされて、担い手確保育英事業によって農業大学などの公的研修を受ける場合にこれまで14名の方の利用実績があるということですが、専攻科閉科後12年間で14名はほぼ毎年1人ぐらしかないと数だと思います。毎年農業後継者の新規就農者は10人弱いらっしゃいますので、町が対策している事業と後継者が希望している学びの場にミスマッチがあるのではないかと私は感じるところであります。

我が町の農業に関わる町をはじめ、J Aや関係機関、普及センター、農業委員会、教育委員会、農民協、生産組織のそれぞれのプロの機能を全てを一つに集約して、かつて土幌高校専攻科ではカリキュラムや運営を実際に行っていたことを参考にして、講師にはこの町で運営している農業士やJ A、行政機関などで指導経験のある人材に協力を要請することも一案だと思いますし、かつて私も専攻科で講義をしたこともあります。

そういうことで、先ほど町長の答弁で農業振興対策本部が中心となってそれらを育む制度に向けて調査検討を進めるとありましたが、もう少し、農業もそうですが、生活あるいは人生観、いろんなことを学ぶ青春時期ですから、もっと広い立場で具体的に検討していただきたいなと思いますし、実際にこの農業塾のようなことを立ち上げるとすれば、新たに設立準備委員会を立ち上げて具体的に進めると、そこまで考えはあるのかお聞きしたいと思います。

秋間議長

町長。

高木町長 先ほど答弁させていただきましたように、まず農業振興対策本部、本町の農業関係機関全て集まっておりますので、その中で十分な調査、議論をさせてもらった上で、準備会までどのようなスケジュール感でいくかというのは分かりませんが、まずは十分検討させていただきたいと考えております。

今伊藤議員が言われた様々な生活や人生観ということも含めまして、土幌町農業の発展、これまでこう発展してきたという一つに付加価値農業であるとか農村工業という考え方、先人たちが非常に努力をされてやってきたと、こういった考え方もしっかり次世代に継承できるように、それらができるような制度というものの調査研究をまず進めさせていただいて、今後農業担い手を確保、成長させていきたいと考えているところでございます。

秋間議長 再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員 町長も御存じでしょうが、我が町で若い農業後継者が農業後継者になったときに様々な悩みを抱えているということで、青年のそういう組織で意見発表して全国まで行かれた若者もいます。それは、よく聞くと本当に心からの叫びであり、人にも相談できない悩みもいろいろと抱えているようですが、親子の会話も大事です。仲間の会話も大事です。あるいは、こういう行政なり農業振興対策本部からの指導も大事ですが、基本的には若者の意見をもっともっと聞いてあげてください。何を希望しているのか、何をやってほしいのか。今まで町がやってきたことは、何か他町村でやっていることに資金的な援助をすればいいのだというイメージをどうしても私は持ってしまうのです。もっと地元の人が地元の若者のために本当に指導してほしい。そういう実績が過去にあるわけですから、もう一度そのところを思い起こして、今の時代に合った若者の教育はどうあるべきか、ここを真剣にスピード感を持って進めていただきたいなと思うのですが、町長の決意はいかがでしょう。

秋間議長 町長。

高木町長 現状でも、今伊藤議員言われたように土幌町では畑作農業青年ゼミナール、普及センターが事務局をやっていただいて、その活動の中で全道あるいは全国にも発表するような、そういった後継者の方多くいらっしゃいます。特に昨年度は、僕たちが経営者になる話をしようという内容で、私もあの内容を、後日だったのですが、動画で録画されたものを拝見させていただいて、今後経営継承というものをしていく前から皆さんがどんなことに悩んでいて、あるいは親御さんとの間でどんな葛藤があるのかということもお聞きしました。そういったところもございまして、私も進めております新しく始めましたしほろみらいトーク、これに限らず、各種団体等との懇談ということをこれまでもやってきたものをまた継続もしてまいりますので、そういったあら

ゆる場を通じて農業後継者の方の考え方、意見というものもお聞きをしながら、しっかりと担い手育成というものに取り組んでまいりたいと考えております。

秋間議長 再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。教育には時間とコストがかかることは存じておりますので、しかし我が町の農業振興にそれは将来の大きな果実が実る投資と考え、農業後継者となった青年の夢の実現のために町として最大の手を差し伸べていただくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

秋間議長 以上で伊藤健蔵議員の質問を終了いたします。

質問順位 2 番、大西米明議員。

大西議員 おはようございます。それでは、町長に子宮頸がん予防ワクチンについてお聞きをいたします。

子宮頸がんの感染を防ぐワクチンは、副反応による発熱、頭痛などが起き、中には全身の脱力、しびれ感が報告され、厚労省は平成25年に積極的勧奨を中止してまいりましたが、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、本年4月に積極的な接種勧奨を再開したところでありますが、町はどのように対応しているのかお聞きします。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子宮頸がんは、子宮の頸部にできるがんで、若い世代の女性に多く発症するのが特徴です。20歳代から罹患者数が増え始め、30歳代までにその治療で年間約1,000人の女性が子宮を失ってしまう疾患であり、そのほとんどがHPV、ヒトパピローマウイルス感染が原因と言われています。

子宮頸がんワクチン接種は、平成22年11月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として全額公費負担による接種が開始され、平成25年4月からは予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられました。しかし、定期接種が開始されて間もなく、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が子宮頸がんワクチンの接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない旨、平成25年6月14日付で厚生労働省から市町村に通知され、それ以来本町においても積極的勧奨を差し控えておりました。

この間、町ホームページや役場だよりにおいて、接種を希望される方へ接種指定医療機関などの情報提供を継続してきました。平成25年度から令和3年度までの9年間の接種実績は、対象者数302人に対し

て12人、接種率4%であります。

一方、令和3年11月に厚生労働省の検討部会において、最新の知見を踏まえ、改めて子宮頸がんワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和3年11月26日付厚生労働省通知により、令和4年4月より予防接種法第8条の規定による積極的勧奨を再開することとなりました。

本町では、標準的な接種期間対象者である中学1年生から高校1年生相当の女子108名に本年4月8日付でワクチンの効果とリスクを掲載したリーフレット「HPVワクチンについて知ってください」と予診票を同封した個別接種案内を送付し、積極的勧奨を行うとともに、保護者などからの相談にも対応しているところであります。また、積極的勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃した方に対しても公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から令和6年度までキャッチアップ接種として3年間実施する旨をさきの標準的な接種期間対象者と同様に個別接種案内を送付し、積極的勧奨を行ったところであります。

子宮頸がんは、HPVの持続感染により起こり、数年から10数年かかって進行します。子宮頸がんの予防は、子宮頸がんワクチンの接種と併せて子宮頸がん検診の受診により、その効果が高まるものでありますので、対象期間内での子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨とともに、子宮頸がん検診の受診率の向上につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

今答弁いただきましたが、私も平成22年にワクチンの質問をさせていただいています。そのときの内容は、年間1万5,000人ぐらいの子宮頸がんの患者が出て、大体3,500人ぐらいの方が亡くなって、感染した人は大体子宮を摘出するというので、子供を産めなかつたり死亡するということがこのワクチンによって改善されると。大体73.1%の死亡者が減ったという世界的な事例がありました。

それで、私はぜひこのワクチンを町内でも接種させたいということで、その当時大体4万円から6万円の費用がかかっている、半年のうちに3回ワクチン打たないとならなかったわけですから、それでぜひ町で全額負担できないものかということで、国も今町長が言われたように22年の年末に全額国が公費負担するというので、町内でもそういう動きになっていたわけですが、マスコミの報道が異常に一部の副反応患者に対して報道されたということで、全国的になかなか、若い子供の人ですから、小学校、中学校の子供たちですから、なかなか保護者も納得できなくて、ワクチンの接種が中止になりました。それか

ら約10年間以上たって、今やっとなってきたのですが、町としても4月から始めたから、もう5か月ですが、今子供たちの接種に対して父兄にどのような説明をしながら、どういう段取りで接種をできるのか。まずその辺をお聞きします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 4月以降これまでの接種実績、あるいはその接種の方法等について、保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村から説明させていただきます。

福祉課長 先ほどの答弁のとおり、4月8日に保護者に案内しております。その中にリーフレット等、国の参考のものを添付して、送付しておりますが、主に相談事がその後ございます。そのときには、親切丁寧に過去のことや現在の国の流れ等を説明して、理解を求めて接種に向けて勧奨しているところでございます。

引き続き補足説明させていただきます。接種実績、4月からでございますが、8月まで集計した中で、新規の方が2名、それと平成9年から平成17年までの216名、キャッチアップ事業と言うのですが、勧奨を一時期しなかった世代でございます。この方々が1名接種をしております。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 トータルで3名ですか。ということは、言ってみれば副反応がやっぱり心配なのだろう。受けるのは子供なのです。大体が小学校、中学校ぐらいですから、どうしても保護者の理解がないと、小学生が子宮頸がんになりたくないからワクチン打ってなんてなかなか言わないと思うのです。ですから、今の新型コロナのワクチンですら小学生がまだ17%ぐらい、2割いかないような状態なのですから、子宮頸がんのこれも、3人といえば全然浸透していないとしか言えないのです。

それは、保健福祉課がどう説得するか。これをやることによってこういう利点がありますということ、冊子だけを配ったりなんかただで、それでうちの子供にワクチン打ちますなんて、普通多分保護者は言わないのだと思います。送ってしまえばそれでいいのだではないのだと思うのです。ですから、何歳を対象にしてやっているのか、町長は中学生から高校生みたいな話ですが、何で若い人でないと駄目なのか、保健福祉課長は分かっているのだと思いますが、若いうちに早くやらないと駄目なのです。

世界的にも、有効ですから全世界でワクチン接種をやっているのです。日本だけ10数年休んだことに対して、世界は何だ日本はという話。それは、完全にマスコミにより副反応の脅威を過大に日本中に出したおかげで、父兄は何もなかったら何でもないという思いで、子供にそ

ういう副反応が出ないのなら打たなくてもいいと言って打たないのだと思うのです。だから、保健福祉課でどう対象者に対して、保護者に冊子だけやって、理解ができると思いますか、まずは。

秋間議長 町長。

高木町長 このHPVワクチンの効果というのは、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぎますという効果ははっきりと出ているわけでございまして、それに対して副反応というのが重篤な症状として報告のあったのがワクチンを受けた1万人当たり約6人ですと、これは何人に1人と言い換えれば約1,700人に1人ということで、明らかに効果のほうがリスクを上回っていると。このことをしっかりと保護者に理解をしてもらおうということが必要だと認識をしているところでございまして、今後の取組といたしまして今保健福祉課のほうで考えておりますことについて保健福祉課長のほうから説明をさせていただきます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、冊子を送っただけでなかなか町民の方も理解されないということもありますので、今後さらに、ホームページや役場だよりでは周知しているのですが、そのことを再度もう一度周知しまして、なお専門家になるのか、私どもの保健師になるのか、今検討中ですが、町民の講座を開いて理解を求めていきたい。年内、もしくは年度内には必ず実施したいと今計画をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 何歳を基準にして町はやろうとしているのか。この範囲なのか。22年のときに一般質問させてもらったときには、11歳という年齢か14歳というような話あったのですが、今大体どこの線を言おうとしているのか、その接種の年齢。

秋間議長 町長。

高木町長 中学校1年生から高校1年生までの方を対象に、まず4月8日のほうに接種の案内をさせていただいたのですが、この9年間の間に接種ができなかった方、高校2年生以上25歳までの方に対してもキャッチアップ接種ということで、その機会を設けるということで実施をしているところでございまして、できるだけ対象年齢と言われている方のほうが効果がより高いのかなと認識をしているところでございまして、そこの保護者にしっかりとした周知をする中で理解をいただいて、この接種というものを進めてまいりたいと考えております。

秋間議長 大西議員。

大西議員 今の年齢層というと教育委員会にもある程度お手伝いをいただいて、教育委員会と併せて保護者と相談していかないと、保健福祉課だけで保護者に、それは年齢、中学1年から3年、4年間の間というの

は分かりますが、学校からのそういう働きかけも保護者には大変大きな効果があるのだと思うのです。ですから、教育委員会とも話し合いながら、その年齢層にぜひやっていただきたいと思えますし、それから副反応がある、それによって体調崩したりなんかする子供たちが出てきます。そのための医療体制どうするのか。もし出たときには、保健福祉課としてはどここの医師と話し合いをして、ちゃんと副反応を和らげてあげるような、そういう対策も練っていかないと、副反応よりは効果のほうがいいですから、やってくださいという話ではなかなか保護者は納得しないのだと思えますが、その辺はどう考えていますか。

秋間議長
高木町長

町長。

保護者により理解をいただくということの中では、教育委員会のほうとも十分協議をさせていただいたながら、この接種の理解というものを深めてまいりたいと考えてございます。

また、医療体制でございますが、現在の接種できる医療機関などについてのことをまず保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村から説明させていただきます。

管内の医療機関、特に女性クリニック等の方は契約結んで接種なっておりますが、基本はこの医療機関で接種して、副反応があればこの医師たちに相談してくださいということとなっております。その医師が、さらに副反応いろいろ出るようであれば北大と札幌医科大学の方に医療機関から連絡することになっていきますので、そちらのほうに相談していくというような流れになっております。

以上です。

秋間議長
大西議員

大西議員。

ちょっと聞き取れなかったのだが、ワクチンの接種をどこの病院でするのか。土幌町立病院では多分やらないと思えますが、婦人科のところで行うのか、どこなのか分かりませんが、それは町がきちっと契約しているのか、その辺についてもうちちょっと分かりやすく話してください。

秋間議長
高木町長

町長。

指定の医療機関については、保健福祉課長からお答えをさせていただきます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長
秋間議長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

秋間議長 休憩を解きます。
保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。
十勝管内は慶愛病院、豊川小児科内科医院、徳州会帯広病院でござ

秋間議長 大西議員。

大西議員 3か所しか打つところないと。これを今質問しても課長が答弁なかなかできない。それを保護者に冊子を送って、こういうところでやりますとちゃんとそれを理解していない課長というのはおかしくないですか。それで、言ってみれば子宮頸がんの7割近くはこのワクチンで治るのです。今がんをワクチンで治せるというのは子宮頸がんしかないのです。ただ、いろんなことで副反応でいまだに130人が北海道を含めて国との訴訟をやっていますが、そういうことが報道されている以上はなかなか、それを上回る説得力を持ってやらないと、保健福祉課は町民の命を守るために仕事やっているのです。

これは間違いなく、10何年前ですから、私調べた答えは。1万5,000人が子宮頸がんになるということは、その人らは子宮摘出して、子供が産めないのです。もしくは1,500人が亡くなるということで、子供がくれなくなる、死んでいくという、そういう悲惨なことがあって、このワクチンが世界的に認められて接種をやっているのですから、今みたいに保健福祉課が保護者にきちっと説明しないと絶対これ増えていけません。いまだに8月からやって2人ですし、もう一人は今まで9年間助成をしてもらえなかった人が1人ということで、もう少し真剣にそれに向かってやっていかないと、ただ書類が国から来たから、みんなに接種したらいいですよと書類を送って見たって、保護者が相談に来たって、その程度の話なら、どこで接種やるのか分からなかったら接種できないでしょう。

新型コロナみたいに士幌町でやってくれば一番いいのですが、士幌町ではできないのですから、そういうこともきちっとやらないと、なかなか保護者は納得して子供のためにワクチンを接種しようということは起こらないと思うのです。それをどれだけ保健福祉課の職員が頑張っていくかということや、ぜひ町長からもきちっとして、教育委員会も自分らの学校の子供たちですから、その辺を考えてぜひ協力しながらやっていただきたいと思います。

終わります。

秋間議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。
ここで11時まで休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

秋間議長 休憩を解き、会議を再開します。

質問順位3番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、町長に防衛費の増額について所見を伺います。

ロシアのプーチン政権がウクライナ侵略を開始して半年が経過しました。この危機に乗じて大軍拡や敵基地攻撃能力の保有、核共有の大変場から平和に対する大逆流が始まりました。さらに、岸田政権は、5月の日米首脳会談で日米同盟の抑止力、対処力を強化することで両首脳が一致、岸田文雄首相は米側に軍拡の推進を誓約し、自民党は軍事費を5年間で国民総生産、GDP比2%に倍増するよう主張しています。防衛費の増額は、社会保障費をさらに抑制し、戦争する国づくりに本格的に進むことも危惧されますが、町長の所見を伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略から8月24日で半年が経過し、戦闘が長期化する様相と緊迫の度合いが強まっています。両軍の兵士や民間人の死者は3万人規模、負傷者も合わせれば10万人に達したとの報道がされており、この軍事侵攻によって犠牲となられた皆様に対しましてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、ウクライナ国民が一刻も早く平穏な日常を取り戻されることを心から願っております。

土幌町議会におきましては、3月10日にロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難することを表明し、決議したところであり、この動きは全国に広まっています。

こうした中、核兵器の惨禍が再び繰り返されるのではないかと懸念が高まっていますが、我が国は唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向け、国際社会をリードしていく必要があると認識をしているところであります。また、ウクライナ情勢以外でも中国の軍事力強化、北朝鮮によるミサイル発射など、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。我が国は、国際社会と連携し、アジア太平洋地域、そして世界の平和と安定に寄与していく必要があると考えています。

現在我が国は、新型コロナウイルス感染症BA.5の爆発的な感染拡大やロシア、ウクライナ情勢に伴う物価高騰など、過去に類を見ない重大な危機に見舞われています。国と地方が一体となって新型コロナウイルス感染症BA.5と闘いながら、新たなフェーズへの移行に向かうべく、感染拡大防止や保健、医療提供体制も含め、実効性のある対策や財政措置などを迅速に講じるとともに、物価、燃油、肥料、

飼料高騰対策の拡充や農業、観光、交通、商工業、福祉、医療などの各産業への強力な支援など、機動的な予備費の活用や大型補正予算の編成を通じ、地域に届く経済対策を断行いただくとともに、所要の社会保障費を確保するよう国に強く求め、要請してまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

町長からただいま答弁をいただきました。私が申し上げましたように、防衛費の増額というのは社会保障費の減額につながっていきます。今国民が求めているのは、防衛費の増額ではなくて社会保障費の増額だと認識をしております。町長も重要な社会保障費を確保するよう国に強く求め、要請していくと述べているのですが、国に要請するだけではなくて、住民に直接どのような社会保障を充実させる施策を行っていくのか。町民が求めているのはそこだと思います。コロナ災害を乗り越え、命と暮らしを守るなんて何度も電話相談会が各地で行われているのですが、コロナ災害の影響や政府の不十分な対策、この国の政府の新自由主義政策による格差と貧困の広がりの影響で生活できない、事業が続けられないなど、深刻な相談が寄せられています。

そこで、お伺いいたしますが、53歳の男性はコロナ禍により、ホテルで働いていて雇い止めとなり、失業給付を受けたが、240日たち、終了。社協の貸付金を140万円も借りました。その後生活困窮者支援金や職業訓練の給付などを利用しようとしたのですが、要件、提出書類など大変で、国は給付する気がないのではないかと憤ります。このような状況が電話で寄せられているのですが、町長はこういった実態についてどのように対策を講じていきますか伺います。

秋間議長
高木町長

町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

本町でもいろんな生活相談ということで、その原因がコロナ禍によるものなのかどうかは別といたしまして、様々な経済的な困窮世帯に対する相談を保健福祉課のほうが窓口となって受けているわけですが、ただいま保健福祉課長に確認をしましたところ、コロナ禍以降、コロナに関してのそういった清水議員が言われるような相談は本町ではなかったということですが、今後それはあるかもしれませんので、当然その方の状況等をしっかり把握をさせていただきながら、国の制度、あるいはいろんな救済の制度がありますし、そこでどうしても制度の谷間といいますか、そういったこともあろうかと思っておりますので、そこについては様々な町の単独施策などを講じながら、そういった方の生活をしっかりと守っていくといたことをしてまいりたいと考えております。

秋間議長

再質問あれば許します。清水議員。

清水議員	さらに伺います。70代の女性ですが、年金生活と生活保護を利用し、サ高住に入居しているが、収入が月11万円、施設費用も月11万円のため、施設の食費、暖房費の支払いができないので、食事を一部取らず、暖房を止めて暮らしています。また、施設から通院にコロナ感染防止のためタクシー利用するように言われていて、出費が大変だと。生きていていいでしょうかと話します。要介護2、訪問看護、訪問介護などを利用していると、こういうようなことも電話で寄せられているのですが、こういう実態は本町の場合はありませんか。
秋間議長	町長。
高木町長	かなり専門的な内容なので、まず保健福祉課長からお答えをさせていただきます。
秋間議長	保健福祉課長。
藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。 先ほど町長のほうから答弁あったとおり、コロナに関して生活困窮に陥ってという相談は私どもにはございません。ただ、社会福祉協議会のほうの小口資金だとかというのは直接社会福祉協議会が受けていますので、そんなことがあるかどうかというのは、守秘義務がありますので、社協のほうからこちらのほうに特に連携するような場面というのは今のところ起きておりません。 それと、今ご質問の介護に関する心配事でございますが、こちらのほうも家族もしくは本人たちから、サービスが受けられない、利用料が払えなくてということはございません。ただ、今後もそういうことが起きる可能性もありますので、サービスの利用者に対してはケアマネジャーを通して親切丁寧に聞き取り調査等を実施していきたいと思っております。 以上です。
秋間議長	再質問あれば許します。清水議員。
清水議員	ありがとうございます。それで、家族からの相談もこういう相談を受けているのですが、親や配偶者からも相談を寄せられたと。別居している息子がコロナウイルスに感染し、働けず、給料がなくなり、求職中、職に就けなく、収入がなくなったので、給付金はないが、タクシー労働者の夫の収入も減ったが、給与の保障がないので、貯蓄を取り崩して何とか生活している。息子の奨学金返済が月額6ないし7万円で、返済期間猶予で何とかしてきたが、生活が苦しい。息子の年収は200万円程度、さらなる軽減措置、交渉を支援してもらえるところはないかなど、深刻です。こういう相談を受けた場合は、本町の場合はどこにこういう部分を相談に行けばよろしいのでしょうか。
秋間議長	町長。
高木町長	経済的な相談、生活に関する相談ということでございますので、これは保健福祉課を窓口として対応させていただいております。

秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>ありがとうございました。ぜひ保健福祉課に相談に行くように勧めたいと思います。</p>
秋間議長 高木町長	<p>生活、営業を守る制度についてちょっと伺います。コロナ災害や新自由主義の影響による自公政権の下で、低賃金、社会保障改悪が進められ、さらに世界的な原料高騰、円安などによる物価高にも対策が打たれないままで、国民の暮らしや営業が深刻です。消費税減税をはじめ、国民の命と健康、営業を守る政治への転換が必要だと考えますが、町長はこういった実態についてどのようにお考えでしょうか、伺います。</p> <p>町長。</p> <p>まず、先ほど最初に答弁した中で、社会保障費というものの所要の額をしっかりと国の中で確保いただくのがまず一番でございまして、いわゆるセーフティーネットをいかにしっかりと国のほうで構築していただくか。そして、それに対してそれを補完する上で都道府県、あるいは我々市町村の細かな制度の中で町民生活をいかに守っていくかということが重要かと思っております。消費税等々の議論については、そこは国会の中で、あるいは国民の全体の議論の中でこれはどう今後していくのかという議論が必要だと認識をしておりますが、地方自治体を預かる私どもといたしましては、町民生活がセーフティーネットの中でしっかりと最低限のものの中で生活ができるように、そのところはしっかりと支えていくような施策を実行していきたいと考えております。</p>
秋間議長 清水議員	<p>清水議員。</p> <p>ありがとうございました。それで、今のコロナ災害と新自由主義政策の影響で、国の制度の充実を求める声が多くなっています。今まで申し上げてきましたが、お金がない。無職です。収入が少ない。生活が苦しくなりました。給料が少なくなったので、年金が安くて困っています。少ない年金生活でまともに食料代が捻出できない。生活費、ガス、電気、灯油の値上げ。6月からは年金が下がりました。病院代がかかり過ぎです。家賃が高過ぎる。こういった様々な思いが寄せられているのですが、自治体によってはそういった状況の中で食料無料提供が行われたり、そういうところでは長蛇の列ができているという状況が起こっています。</p> <p>本町の場合はそういった実態はまだ見えていないのですが、多分今言ったようなことで困っている人はたくさんいると思います。そういったことに対してどうしていくのか。先ほども伺いましたが、そういった困ったことに対しての町民に対して、こういう方法で皆さんのお困り事に相談に応じますという、そういった発信も必要でないかと思うのですが、そういった取組はどこで行うのでしょうか。</p>

秋間議長
高木町長

町長。

繰り返しになりますが、生活困窮、あるいはそういったことでの相談窓口については保健福祉課のほうで受付をしておりますので、ご利用いただきたいと思います。

物価高騰対策等々についてのお話につきましては、今定例会の中でも補正予算の中で、まず1つはしほろ生活応援プレミアム商品券ということで、40%割増して1万セットですか、商工会のほうで発行できるような形で予算を計上させていただいております。1万セットということは、町民6,000人弱でございますので、1人2セット近く購入することが可能だという制度の予算を上げさせていただいておりますし、当然その中には商品券を購入するのに1セット買うには1万円出さなければならないということもあろうかと思っておりますので、低所得者といえますか、の方に対しましてはさらに住民税非課税世帯全ての方に町内の共通商品券、1世帯当たり2万円というものを応援するということも今定例会の補正予算に計上させていただいておりますので、そういった中で生活困窮者に対する対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。

今町長から答弁いただいたところですが、私が相談を受けているのですが、土幌の中では中小業者ではないですよ、零細企業だと思っておりますが、そういう中で、今町長おっしゃいましたプレミアム商品券、実際にそれを使える人というのは低所得者ではないのです。低所得者の人たちは、それを現金を出すことができない。あるところで聞きました。プレミアム商品券を持って、これははっきり言います。散髪に来たそうです。お客さんは、農家の人だったそうです。そういうことで、実際に低所得者のためと思って様々な施策を講じているが、そういう形になっていない。

実際に散髪屋さん、あるいはほかの業種でもそうですが、お客さんは3分の1ぐらいに激減してしまっている。経営すら困難になってしまっている。そういうところに対してどのような対策を講じるのか。補正予算でも組みました。だけれども、あの程度の対策では土幌の業者を救うことができないのではないのでしょうか。そして、結構減らされているのは食品を取り扱う業種なのですが、そういうところだけではない。先ほども申し上げましたように、お客さんが3分の1になってしまった。そういう実態に対して、本当に町民の生活を守る、業者の経営を守る、そういう立場でどのような施策が必要なのか。業者が求めているのは何なのか。そこのところも十分に調査しながら、その要望に応じていくという体制が必要でないかと思っておりますが、町長の所見を伺います。

秋間議長

町長。

高木町長	<p>まず、プレミアム商品券のほうの話であったかと思いますが、1万円で購入しなければならない。それすらもなかなか購入できない方もいらっしゃるということに対しましては、今回も非課税世帯の方に共通商品券、1世帯当たり2万円相当分を配付させていただくという中で対応をまずしていきたいと。プラス、プレミアム商品券も用意してございますので、そこはぜひ購入をいただきたいと考えているところであります。</p> <p>次に、中小企業等への支援ということでございますが、これは国の制度もいろいろありながら、プラス道の支援制度、それにプラスして市町村、本町でいえば土幌町がそこに上乘せあるいは横出しという施策を打っておりまして、その制度設計に際しましては土幌町商工会とも十分打合せをさせていただいて、担当課の産業振興課のほうで打合せをさせていただいているというふうなことでありますし、また運輸業種への支援の際には各個店も回りながら、具体的にどんなところが困っているのだということもお話を聞きながら制度設計をしてきたつもりでございますので、中小の方々の声も聞きながらしっかりとした支援をこれからもしてまいりたいと考えております。</p>
清水議員 秋間議長	<p>終わります。</p> <p>以上で清水秀雄議員の質問を終了します。</p>
3	<p>日程第3、議案第7号「令和4年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p>
西野総務 企画課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第7号 令和4年度土幌町一般会計補正予算[第5号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,090万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,970万1,000円に改めようとするものです。</p>
	<p>地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。なお、本補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、本年4月の人事異動や職員共済組合負担金の率の変更並びに会計年度任用職員の雇用状況等の変更に伴う調整でございますので、各科目でのこれら人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。</p>
	<p>10ページ中段の2款1項7目環境対策費では、6月の第2回定例会において設置条例を議決いただきましたゼロカーボン推進協議会の運営に係る費用として1節報酬にゼロカーボン推進協議会委員報酬17万円、8節旅費にゼロカーボン推進協議会委員費用弁償2万5,000円を追加するものでございます。</p>
	<p>次に、9目情報管理費では、職員の住居、扶養等の各種届出管理、</p>

年末調整の申請管理など庶務的業務の効率化に向け、クラウド型の庶務管理システムの導入に係る費用として12節委託料に住民情報システム自治体クラウド事業委託料129万1,000円を追加するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費では、会議開催数の増に伴い、1節報酬に民生児童委員推薦会委員報酬3万1,000円を追加し、住民税非課税世帯を対象に物価高騰による経済的負担軽減策の実施関連費用として11節役務費に郵便料42万5,000円、12節委託料に物価高騰生活応援事業委託料1,364万3,000円を追加し、特定財源として民生児童委員推薦会活動経費負担金を1万1,000円、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金を330万円充当するものでございます。

次に、3目障がい者福祉費では、過年度分の国、道からの負担金の精査に伴い、22節償還金利子及び割引料に障害者医療費負担金返還金28万3,000円、障害児入所給付費等負担金返還金70万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、13ページに移りまして、4目老人福祉費では、介護事業所への補助金として18節負担金補助及び交付金に介護事業所運営補助金2,200万円を追加するものでございます。

次に、5目老人福祉施設費では、介護サービス事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護サービス事業繰出金574万円を減額するものでございます。

次に、6目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の後期高齢者医療職員給与費繰出金100万6,000円を減額するものでございます。

次に、7目国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金に国民健康保険職員給与費繰出金11万6,000円を追加するものでございます。

次に、9目介護保険費では、介護保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護保険事業職員給与費等繰出金37万円、地域支援事業繰出金6万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、10目居宅介護支援事業費では、介護サービス計画システムの追加ライセンス分として13節使用料及び賃借料に介護サービス計画システム借り上げ料3万5,000円を追加するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費では、パソコンなど学童保育におけるICT化推進事業用備品の整備費用として17節備品購入費に施設備品購入費90万円を追加し、特定財源として国及び道の地域子ども・子育て支援事業補助金を合わせて60万円充当するものでございます。

次に、14ページをお開き願います。4目児童手当費では、実績に伴い、22節償還金利子及び割引料に児童手当負担金返還金14万6,000円

を追加するものでございます。

次に、5目子育て支援推進費では、国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に道が上乘せ給付を行うことに伴い、独り親世帯以外の給付事務を町が行うための費用として18節負担金補助及び交付金に子育て世帯生活支援特別給付金60万円を追加し、特定財源として子育て世帯臨時特別給付事業補助金を同額充当するものでございます。

次に、14ページ、一番下の4款1項3目環境衛生費では、次の15ページの上段にございますが、助成対象件数の増に伴い、18節負担金補助及び交付金に合併処理浄化槽設置事業助成金240万円を追加するものでございます。

次に、4目病院費では、国保病院における発熱外来専用の診察、待合場所の整備及び医療機器の導入に要する費用への繰り出し分として23節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金1,508万5,000円を追加するものでございます。

次に、6目新型コロナワクチン接種事業費では、オミクロン株に対応したワクチン接種に要する費用として、1節報酬から12節委託料まで合計2,141万6,000円を追加し、特定財源として新型コロナワクチン接種対策費負担金を1,239万5,000円、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を902万1,000円充当するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。6款1項3目農業振興費では、融資主体型の農業用機械導入支援や病害虫の発生リスク低減等の取組支援に係る補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に強い農業づくり事業補助金300万円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金2,791万5,000円を追加し、特定財源として強い農業づくり事業補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金をそれぞれ同額充当するものでございます。

次に、4目農業振興基金運用事業費では、士幌高校生の海外派遣事業に関わる渡航時の燃油サーチャージの引上げやPCR検査費用等の負担増に伴い、18節負担金補助及び交付金に文化交流学生派遣事業負担金60万円を追加するものでございます。

次に、6目畜産業費では、飼料生産用機械の導入支援に係る補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に自給飼料生産利用推進緊急対策事業補助金259万4,000円を追加し、特定財源として自給飼料生産利用推進緊急対策事業補助金を同額充当するものでございます。

次に、17ページに移りまして、7款1項1目商工振興費では、飲食店専用クーポン券の発送に係る費用として11節役務費に郵便料50万円、12節委託料に飲食店専用クーポン券発送事務委託料20万円を追加、18節負担金補助及び交付金には経済支援策として商品券発行事業助成金3,300万円並びに飲食店専用クーポン券発行事業助成金600万円をそれぞれ追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を1,097万1,000円、

プレミアム付商品券発行支援事業費補助金を1,700万円充当するものでございます。

次に、2目観光振興費では、観光支援策として実施する通称しほろ割の実施に要する費用として10節需用費の印刷製本費に11万円、18節負担金補助及び交付金に宿泊・観光割引事業助成金900万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を400万円充当するものでございます。

次に、17ページ、一番下の8款2項2目道路橋梁維持費では、道路管理作業車両の修繕費用として10節需用費の修繕料に80万円を追加し、道路舗装修繕の増に伴い、12節委託料に舗装道路修繕委託料258万5,000円を追加するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。18ページ中段の4項1目公共下水道事業費では、公共下水道事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の項公共下水道事業に対する繰出金311万円を減額するものでございます。

次に、18ページ、一番下の5項3目住宅団地造成管理費では、申請件数の増に伴い、18節負担金補助及び交付金にマイホーム建設支援事業補助金540万円を追加するものでございます。

次に、19ページに移りまして、10款1項1目教育総務費では、町内小中学校におけるモバイルWi-Fiルーター貸出事業に係る費用として11節役務費に通信回線料24万1,000円、17節備品購入費に機械器具購入費35万7,000円を追加し、特定財源としてモバイルWi-Fiルーター貸付料を1万円充当するものでございます。

次に、2目スクールバス管理費では、スクールバス2台のエアコンの故障に伴う修繕費用として10節需用費の修繕料に260万円を追加するものでございます。

次に、21ページをお開き願います。21ページの上段、5項1目社会教育総務費では、子ども交流センターにおけるWi-Fi環境整備に係る費用として11節役務費に通信回線料7万円、14節工事請負費に子ども交流センターWi-Fi整備工事70万円を追加し、特定財源として国及び道の地域子ども・子育て支援事業補助金を合わせて40万円充当するものでございます。

次に、21ページ、一番下の6項3目学校給食センター管理費では、蒸気ボイラー用軟水機の更新費用として17節備品購入費に機械器具購入費27万円を追加するものでございます。

次に、22ページをお開き願います。14款1項1目道路橋梁災害復旧費では、8月15日から16日にかけての大雨による道路、水路などの被害発生に伴い、被災箇所の復旧に要する費用として12節委託料に道路管理委託料200万円、13節使用料及び賃借料に重機借り上げ料350万円、14節工事請負費に道路災害復旧工事3,000万円、15節原材料費に道路

補修用原材料費100万円の合計3,650万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ及び9ページを御覧願います。特定財源につきましては歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。

9ページの一番下、21款1項1目臨時財政対策債につきまして、交付税算定により発行額が確定したことから1,469万3,000円を減額し、その上の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に1億378万1,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、23ページから25ページにかけましては特別職、一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

もう一度5ページを御覧願います。第2表、地方債補正でございですが、臨時財政対策債について発行額が確定いたしましたので、補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

最終ページの26ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な施策について保健福祉課長、産業振興課長から説明資料によりそれぞれ補足説明をさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

議案説明資料24ページ、物価高生活応援事業と25ページの子育て世帯生活支援特別給付金（北海道事業）を保健福祉課、藤村のほうからご説明しますので、先に24ページをお開き願いたいと思います。

物価高騰生活応援事業でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰に直面する低所得世帯に共通商品券を配付し、経済的な負担軽減を図ることを目的として実施するものであります。事業の概要ですが、支給対象者は今年度の住民税非課税世帯であり、このうち65歳以上の高齢者がいる世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯分は北海道の市町村高齢者等生活支援事業補助金を活用しております。支給額と方法は、1世帯2万円の町内で使用できる共通商品券を配付し、予算計上額は1,406万8,000円で、対象世帯670世帯を想定しており、事業開始時期は11月頃に申請を案内する予定となっております。

続いて、説明資料25ページをお開き願います。北海道事業の子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に給付金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施します。支給対象者は、次に記載する児童の保護者のう

ち令和4年度の住民税が非課税の方で、①、今年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給対象となる児童、②、平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの高校生等、③、令和5年2月28日までに生まれた児童の保護者で、国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に北海道が上乗せ給付を行うこととなり、独り親世帯以外の給付事務は町で行います。支給額は対象児童1人当たり1万円、予算計上額は60万円で、60人の児童を想定しております。今回は、6月に可決決定いただきました国及び町単独事業にさらに上乗せし、北海道の事業として独り親世帯には北海道から直接支払い、独り親以外の住民税が非課税世帯の保護者には町から支給するもので、表で表す赤枠の部分でございます。

以上で説明を終わります。

秋間議長
藤内産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、藤内からご説明します。

資料の26ページを御覧ください。商品券発行事業助成金は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、町内商工業者の売上高が減少していることから、町と商工会が連携し、町内商工業者への継続的な支援と併せ、物価高騰による住民生活の支援として割増し率40%のしほろ生活応援プレミアム商品券を発行し、消費の喚起、地元購買力の向上を図るものです。また、使用期限を定めていることから、落ち込んでいる売上高を早めに回復させることも期待されます。1セット1万円の購入で共通商品券が14枚、1万4,000円分利用できます。1人4セットまでの購入可として、1万セットの販売を予定しています。補正予算には3,300万円を計上しています。

資料の27ページを御覧ください。飲食店専用クーポン券発行事業助成金は、コロナ禍で売上減少など影響を受ける町内飲食店の経営支援のため、町内飲食店で利用できる専用クーポン券を発行、配付し、飲食店の利用促進を図り、事業継続と町内経済活動の回復を図るものです。クーポン券は1枚額面1,000円とし、今回は全町民に対し1人1枚を配付します。配付方法は、対象者分のクーポンを同封し、世帯主に郵送します。クーポン券については500円ずつ2枚に切り離して利用できますので、500円以上の会計から利用できるという形とさせていただきます。補正予算にはクーポン券6,000枚分として600万円、ほか郵送料50万円、事務委託料20万円、合計670万円を計上しています。

資料の28ページを御覧ください。しほろ割、宿泊料金助成及びお買物クーポン券配付は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原材料高騰の影響を受けている町内宿泊、観光施設の継続的な支援として、宿泊施設を利用する町民や道内観光者を対象に宿泊料の助成と併せ、お買物に利用できるクーポン券を配付し、宿泊施設、観光拠点施設への誘客や消費喚起、購買促進を図るものです。宿泊対象施設、助成対象者、期間

	<p>は記載のとおりです。助成額は、宿泊料に対して町外者は最大4,000円、町民最大6,000円、宿泊料6,000円以上で町外者より2,000円お得になっております。お買物クーポン券については1人1回、1泊につき2,000円、利用対象施設は宿泊施設とピア21しほろで利用できます。補正予算には宿泊クーポン利用者を1,500人と想定し、900万円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4	<p>日程第4、議案第8号「令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村から議案第8号 令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,098万円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は共済組合負担金の率の変更に伴う人件費の補正で、4節共済費の11万6,000円を増額するものです。特定財源として職員給与費繰入金と同額充当するものであります。</p> <p>歳入については、特定財源で説明しましたので、省略させていただきます。</p> <p>6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただきますので、ご参照願ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

		(異議なし)
5	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第9号「令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村から議案第9号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億901万6,000円に改めようとするものであります。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までは、4月の人事異動による人件費の調整等で合計100万6,000円を減額するものです。特定財源につきましては、職員給与費繰入金と同額減額するものでございます。 歳入については、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。 6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照ください。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
6	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6、議案第10号「令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村から議案第10号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,263万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,820万9,000円に改めようとするものであります。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款

1 項 1 目一般管理費は、4 月の人事異動及び共済組合負担金の率の変更に伴う人件費の補正で、2 節給料から 4 節共済費までは37万円を増額するものであります。特定財源につきましては、職員給与費等繰入金と同額充当するものであります。

3 款 4 項 1 目総合相談事業費、4 節共済費 6 万8,000円の増額も 4 月の人事異動によるもので、特定財源としまして地域支援事業繰入金を同額充当するものでございます。

5 款 1 項 2 目償還金4,219万9,000円は、昨年度の保険給付費が確定したことにより、国等に返還するもので、特定財源として、ルールに基づき収支の均衡を図るため、前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入については、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

6 ページ、7 ページには給与費等に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7 [日程第7、議案第11号「令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

齋藤特養施設長 特別養護老人ホーム施設長、齋藤から議案第11号 令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,033万5,000円に改めようとするものであります。

初めに歳出からご説明いたしますので、5 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目施設介護サービス事業費の574万円の減額は、人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う人件費の補正によるもので、その内訳として 2 節給料を527万9,000円減額、3 節職員手当等を99万9,00

	<p>0円減額、4節共済費を53万8,000円追加するものであります。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金を574万円減額するものであります。</p> <p>なお、6ページ以降には給与明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第12号「令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。</p>
上山建設課施設担当課長	<p>建設課施設担当課長、上山から令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億215万1,000円に改めようとするものであります。</p> <p>最初に歳出予算からご説明いたしますので、5ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費の3節では一般職手当1万8,000円を減額し、4節共済費では職員共済負担金率改定により12万4,000円の増額とするものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、4ページを御覧ください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金10万6,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>なお、6ページ以降、給与明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9		日程第9、議案第13号「令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。
	上山建設課施設担当課長	建設課施設担当課長、上山から令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ311万円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億2,281万9,000円に改めようとするものでございます。 最初に歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、2節給料で185万3,000円、3節職員手当等では一般職員手当61万3,000円、退職手当負担金5万6,000円、4節共済費では共済組合負担金58万8,000円をそれぞれ職員の人事異動に伴い減額するものでございます。 2目の下水道管理費は、財源補正となっております。特定財源として公共下水道事業に対する繰入金を311万円減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。 なお、6ページ以降に給与明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第14号「令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。

増田病院 事務長	<p>国保病院事務長、増田より令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。</p> <p>議案1ページ、第2条、業務の予定量のうち、(4)、主要な建設改良事業の有形固定資産購入費2,430万円を3,142万円に、病院改良事業費1億6,170万円を1億8,670万円にそれぞれ改めるものであります。</p> <p>第3条の収益的支出では、予定額を1款病院事業費用9億5,385万1,000円を9億5,627万1,000円に、1項医業費用9億4,105万2,000円を9億4,347万2,000円に改めるものです。</p> <p>第4条の資本的収入及び支出では、予定額を収入、1款資本的収入2億3,542万3,000円を2億5,050万8,000円に、1項一般会計出資金6,822万3,000円を8,330万8,000円に改め、支出、1款資本的支出2億6,966万4,000円を3億178万4,000円に、1項建設改良費1億8,600万円を2億1,812万円に改めるものです。</p> <p>次に、補正予算説明書に基づき説明させていただきますので、3ページをお開き願います。上段の表になりますが、収益的支出について1款1項3目経費で経営強化プラン策定委託料242万円を追加するもので、これは本年3月に国より示された公立病院経営強化ガイドラインで策定の要請のあった病院経営強化プランの策定業務を委託するものです。強化プランにつきましては、本院の役割ですとか基幹病院との連携、それから経営の方向性、新興感染症に備えた取組などを示す内容となりますので、院内はもとより、関係課との協議、それから議員の皆様のご意見も伺いながら計画を策定してまいります。</p> <p>次に、資本的収入及び支出でございますが、まず下段の表の支出でございます。1款1項建設改良費では、1目有形固定資産購入費で新型コロナウイルスの検出機器477万4,000円、それから自動検温器39万6,000円の導入と併せまして、本年度の診療報酬改定に伴い、新たに国へ入院データの提出が義務づけられたことから、データ提出加算対応システムの導入195万円を追加するもので、1節の機械備品購入費合計で712万円を追加、2目病院改良事業費では発熱外来の専用診察室等の整備をするための施設改良費、施設改修として1節病院改修費に2,500万円を追加するものです。</p> <p>中段の表の収入では、1款1項1目一般会計出資金に検査機器分と施設改修費の2分の1を出資金として1,508万5,000円を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
秋間議長	<p>(なし)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼食休憩を1時15分までといたします。
		午後 0時06分 休憩 午後 1時15分 再開
11・12 13・14 15・16 17・18	秋間議長	休憩を解き会議を再開します。 日程第11、認定第1号「令和3年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」 日程第12、認定第2号「令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第13、認定第3号「令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第14、認定第4号「令和3年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第15、認定第5号「令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第16、認定第6号「令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第17、認定第7号「令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」 日程第18、認定第8号「令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」 以上8件を一括議題といたします。 理事者の一括説明を求めます。町長、登壇願います。
	高木町長	まず最初に、令和3年度においては、11月中旬より小林康雄前町長が入院された中で開町100周年記念式典が執り行われ、年末に退院したものの、年明けから再入院、そして1月27日に逝去されたところでありまして、この後約2か月間、町長職務代理者による町政運営となりましたが、秋間議長をはじめとする町議会議員皆様のご理解とご協力の下で令和3年度を終えることができ、お礼を申し上げるものがあります。 それでは、令和3年度各会計決算の認定を受けるに当たり、私より令和3年度の町政の概要についてご報告申し上げますので、行政報告書1ページ及び2ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

す。

令和3年度行政報告。令和3年度一般会計、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について町議会の認定を賜りたく、各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

令和3年度の我が国の経済情勢は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下に、9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、ワクチン接種の加速化や経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きが見られましたが、11月には新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染者が確認されたほか、世界的に生じている半導体不足等の供給制約、燃料等を含む原材料価格の上昇等と先行きの不透明さが増しているところでもあります。こうした中、政府は新型コロナウイルス感染症の拡大防止、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り開く委員しい資本主義の起動、防災、減災、国土強靱化の推進など安全、安心の確保を柱とするコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を策定したところであり、コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済へのさらなる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援を進めていくものであります。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は比較的温暖で推移したことから、馬鈴しょの作付は平年より早く、てん菜の移植作業は、断続的な降雨もありましたが、平年並みに進み、豆類の播種作業も順調に進みました。5月以降は気温が高く定期的に降雨もあったことから、各作物とも生育は順調に進みましたが、6月中旬には一部地域で記録的短時間豪雨、降雹が発生し、雨水流入による冠水や滞水、降雹による茎葉損傷など作物への被害があったほか、7月以降は真夏日が続き、最高気温35.9度を記録するなど極端な干ばつで経過し、作物への影響も懸念されましたが、平年を上回る収量となったところであります。

酪農、畜産関係においては、全道的に畜産クラスター事業等による規模拡大に向けた後押しがある中、生乳生産状況は生産量で対前年度比104.8%となり、前年度の史上最高を上回る10万1,967 t、生乳販売高についても約98億円と前年度よりも高い実績となりましたが、世界的なコロナ禍の影響により需給バランスが崩れ、飲用需要が低迷し、乳製品の在庫の増加により、下期には生乳生産の抑制、加工仕向けや出口対策により乳価は下落する結果となったところであります。肉牛については、現地価格の高騰により外国産牛肉の輸入量が前年を下回った影響で一部の品種は堅調に推移しましたが、飼料価格の高止まりや敷料不足等による生産費の高騰が影響し、依然として肉牛肥育経営

については厳しい状況が続いております。そのような厳しい状況の中ではありましたが、農畜産物の販売高においては464億円となり、過去最高を更新し、7年連続で400億円を超える結果となったところであります。

観光関係については、道の駅ピア21しほろで前年比入り込み客数が4%減の29万8,000人となり、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた状況となりましたが、一方で土幌高原ヌプカの里の宿泊者数ではキャンプ場利用の増により対前年度比102%増となるなど変化も見受けられました。しかしながら、しほろ温泉プラザ緑風を含め、施設型宿泊者数、日帰り利用客数などを含めると依然として厳しい状況は変わらず、観光形態の変化が見受けられる状況となったところであります。

それでは、これより令和3年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず、歳入であります。総額85億2,570万4,000円、対前年度比1,400万4,000円、0.2%の微増となりました。主な要因としては、国庫支出金が特別定額給付金給付事業補助金など新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金が大きく減となり、対前年度比8億2,431万8,000円、54.4%の減となる一方で、地方交付税が対前年度比2億3,850万1,000円、8%の増、繰越金では光ファイバー整備等が前年度から繰越事業となったことから、対前年度比3億8,634万6,000円、208%の増、繰入金では愛のまち建設基金からの繰入れなど、対前年度比1億6,391万7,000円、99.6%の増となったことによるものです。

町税については、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税で増となりましたが、町民税で対前年度比3,976万1,000円、6.9%の減、固定資産税で1,655万6,000円、3%の減となり、町税総額は対前年度比4,725万6,000円、3.9%の減となりました。地方交付税については、普通交付税において地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費として地域デジタル社会推進費が創設されたこと、また12月には国の補正予算において臨時経済対策費の創設などの追加再算定が行われたことから、対前年度比1億8,611万2,000円、6.8%の増、特別交付税においては国保病院の算定単価の見直し、医師派遣に関する対象経費の増加などから5,238万9,000円、20%増となったところであります。町債については、光ファイバー整備事業及び国営かんがい排水事業などに関する辺地対策事業債において前年度比増となっておりますが、全体では対前年度比351万6,000円、0.6%の微増となったところであります。

次に、歳出についてであります。総額80億3,220万7,000円となり、対前年度比9,255万7,000円、1.2%の増となりました。主な要因としては、特別養護老人ホームの空調設備更新工事等に係る繰出金で対前

年度比9,849万5,000円、24.9%の増、一部繰上償還を含みます公債費において対前年度費1億7,570万9,000円、24.4%の増となったことによるものであります。人件費については人事院勧告に基づく手当などの改定により対前年度費1,514万円、1.1%の減、物件費についてはふるさと納税に関する経費の増などで対前年度費5,170万6,000円、4.9%の増、扶助費、補助費については特別定額給付金給付事業補助金など新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金の減などで対前年度費1億9,958万8,000円、8.2%の減、普通建設事業費については国営かんがい排水事業はあったものの、全体では前年度比5,858万4,000円、4.7%の減、災害復旧費は令和3年11月の大雨の影響により下居辺地区、佐倉地区を中心に畑や道路の災害復旧費として2,218万4,000円、197.7%の増となったところであります。

主な建設事業では、耕地耕作条件改善事業に1億2,504万7,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で2億3,646万7,000円、国営かんがい排水事業の負担金として1億8,881万2,000円、道営土地改良事業の負担金として1億9,370万7,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は一部繰上償還をしたことから前年度より2億8,649万6,000円減少しておりますが、未償還額は64億6,473万円と依然として多額の返済額が残っておりますので、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいり所存であります。

各種財政指標においては、起債の借入れに係る基準となる実質公債費比率は6.8%と前年度より0.5ポイント上昇、経常収支比率は地方交付税の増もあり85.6%と前年度より0.8ポイント改善しているものの、依然高い数値となっているため、財政の硬直化の解消に向け、配意をしていかなければなりません。財政力指数についても0.301と前年度を僅かに下回り、地方交付税の減額などの影響により、財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後もさらなる経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上が令和3年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする6特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

秋間議長

以上の各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されておりますので、職員に一般会計ほか6特別会計並びに病院事業会計の各第4の結語を朗読させます。

猪 狩
総務係長

令和4年8月31日。
土幌町長、高木康弘様。

士幌町監査委員、佐藤宣光。士幌町監査委員、河口和吉。

令和3年度士幌町各会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定による令和3年度士幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

12ページを御覧ください。第4、結語。

令和3年の士幌町は、大正10年、音更村から分村し、川上村として始まり、大正15年に士幌村に改称、昭和37年、町制施行により士幌町となり、開町100周年を迎えた。

令和3年度士幌町一般会計並びに6特別会計の歳入総額114億1,866万5,000円、歳出総額108億13万1,000円の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なもの判断する。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活といずれの分野においても多様で厳しい状況の中、併せてコロナウイルス感染症禍の特殊な行政事情の中にあって、町は時代のニーズを踏まえた様々な施策及び100周年記念事業がほぼ予定どおり推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

以上です。

続きまして、病院事業会計の結語です。23ページをお開き願います。

第4、結語。

令和3年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に士幌農協が運営する士幌厚生病院を町が買収し、士幌町国保直営診療所を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、自来施設、設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら、昭和46年12月、町立病院移転改築した。その後平成13年2月に現在の病院に改築、総合福祉センターも併設された。今年をもって66年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は、医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況の中、平成30年7月1日から病床運営形態を60床から一般50床に改め、令和3年度の医師体制は3.6名の常勤医師体制の下、厳しい状

況の中、病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれてきたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況はコロナ禍の受診控えとも相まって伸び悩んでいるところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに取り巻く福祉村施設の中核として、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって新公立病院改革プランに伴う経営の効率化、健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実を目指し、なお一層の改革と患者確保に配慮願うとともに、併せて日々独力されている医師陣と職員に対し、敬意を表するものであります。

以上です。

秋間議長 代表監査委員から補足説明あれば求めます。

佐藤代表 ございません。

監査委員

秋間議長 お諮りします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの令和3年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び決算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類は監査室前に配置しておりますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。
したがって、委員会審査が終了するまで休会することに決定いたしました。
引き続きこの場において決算審査特別委員会を招集します。
本日の本会議はこれで散会します。

(午後 1時39分)